

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信**することは、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正**し、「**その他の公衆送信**」について、**補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第1項）

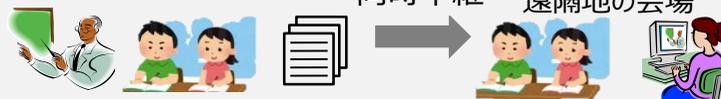
複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第2項）

遠隔合同授業等のための公衆送信



対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし（許諾を得て利用）

⇒無許諾・有償（補償金）に

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 SARTRASにおいて、**令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請**することを決定（令和2年4月6日）。
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、**当初の予定を早めて、令和2年4月28日から施行**。